

平成22年 第2回定例会 教育警察常任委員会

I 請願説明

請願第85号 30人学級とゆきとどいた教育の実現を求めることについて

II 所管事項説明

ページ

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 次期教育振興ビジョン「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくり
に向けて～（仮称）」案について…………… | 1 |
| 2 | いじめ問題への対応について…………… | 17 |
| 3 | 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案について…………… | 35 |
| 4 | 「みえ広域スポーツセンター（仮称）」の設置について…………… | 42 |
| 5 | 審議会等の審議状況について…………… | 45 |

《別添資料》

- ・資料1 次期教育振興ビジョン（仮称）中間案にかかるパブリックコメント結果
- ・資料2 「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～（仮称）」（案）
- ・資料3 新旧対照表〔三重県教育ビジョン（仮称）（案）〕
- ・資料4 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案
- ・資料5 総合型地域スポーツクラブ支援体制

平成22年12月10日

教育委員会

1. 次期教育振興ビジョン「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～（仮称）」案について

1 中間案とりまとめ以後の審議状況

○22年8月31日 22年度第4回教育改革推進会議（→「中間案」とりまとめ）

○22年9月13日 教育委員会定例会

○22年9月17日
～10月18日 パブリックコメント実施

○22年10月7日 県議会教育警察常任委員会

○22年11月1日 22年度第5回教育改革推進会議（→「中間案」修正）

○22年11月15日 教育委員会定例会

○22年11月19日 22年度第6回教育改革推進会議

※「次期三重県教育振興ビジョン（仮称）案」が適切なものと認められるとともに、次の3項目が要望事項として明示されました。

- ①ビジョンの周知と県民の主体的参加の促進
- ②必要な財源の確保と総合的・計画的な取組の推進
- ③適切な進行管理と社会変化への柔軟な対応

2 パブリックコメントの結果概要（詳細は別添資料をご参照ください）

(1) 意見募集期間

平成22年9月17日（金）～平成22年10月18日（月）

(2) 意見内容

①意見総数

99人・団体の方々から292件の意見をいただきました。これらの中には同じ内容の意見もありましたので、207件に分類・整理しました。

②項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	25
第1章 基本的事項	1
第2章 総論	52
第3章 各論	194
施策体系	1
1 学力と社会への参画力の育成	64
2 豊かな心の育成	44
3 健やかな体の育成	16
4 信頼される学校づくり	62
5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり	6
6 社会教育・スポーツの振興	1
第4章 ビジョンの実現に向けて	20
合計	292

③対応状況

対応区分	件数
①最終案に反映するもの	31
②最終案に一部反映するもの	21
③既に反映しているもの	37
④最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	50
⑤最終案に反映することが難しいもの	41
⑥その他（①～⑤に該当しないもの）	27
合計	207

(3) 意見の概要

① 「基本理念」、「子どもたちに育みたい力」に対する好意的な意見が目立ちました。そうした意見の多くは、「子どもたちの目線を重視していること」、「地域社会全体で教育に向き合うという決意を示していること」、「自立する力と共に生きる力を重視していること」等々を評価いただくものでした。

② 各施策の中では、「学力の育成」、「外国人児童生徒教育の充実」、「キャリア教育の充実」、「教員の資質の向上」、「教員が働きやすい環境づくり」、「特色ある学校づくり」等々の意見が多数となりました。

意見の内容は多種多様で、大きな傾向は読み取れませんが、そうした中、中高一貫教育の推進を求める意見を比較的多くいただきました。慎重に進めることを主張する少数意見も含め、関心の高さがうかがえます。

③ 本ビジョンは、「多様な主体への期待」を各施策に示すなど、地域社会全体で教育に向き合うという方向性に沿った工夫を盛り込んでいますが、「家庭や地域のすべきことをもっと書き込むべき」という意見や、「多様な主体との連携のあり方を具体的に示すべき」という意見、さらには「県民への周知方法を工夫すべき」という意見など、こうした方向性に向けたさらなる対応を求める意見が一定数認められました。

(4) 今後の方針

次期ビジョン中間案に対するパブリックコメント項目別回答を三重県ホームページ、三重県教育委員会ホームページに掲載します。

3 県議会からいただいたご意見への対応について

区分	頁	いただいたご意見	対応案
(全体)		<p>教育格差について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもそのものが「経済的格差」「家庭の教育力の格差」「地域の教育力の格差」等により多様化しており、そうした「教育格差」にどう対応するのか。格差を踏まえた教育が必要になるが、どう施策として盛り込んでいくのか。 	<p>→①「格差を生まない社会づくり」は、社会全体で取り組むべきものと考えます。今後とも、教育でできることは教育で取り組むとともに、他の行政分野との連携に努めていきます。</p> <p>②一人ひとりの成長に様々な意味での「個人差」が生じている今こそ、「きめ細かな教育」が一層重要になることから、ビジョンでは、「子どもたちの目線に立つ」という姿勢を基本理念で明らかにし、一人ひとりを大切に育むという方向性を明確に示しました。</p> <p>◇「学力の育成」に、少人数教育や進度に応じた指導など、一人ひとりを大切にする教育について記述しています。</p> <p>◇「幼児期からの一貫した教育の推進」に、一人ひとりの指導上の情報を幼児期から高校まで引き継いでいく仕組みを検討するなど、「きめ細かな教育」を進化させていくことについて記述しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、「子どもたちの安全・安心の確保」に、次の記述を追加します。</p> <p>【基本的な考え方】 (等しく安心して学べる環境の実現) <u>○ 厳しい経済・雇用情勢が続き、所得格差の拡大が懸念されつつある中、家庭の経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく安心して学べる環境の実現に向けて、修学にかかる経済的支援の取組を推進します。</u></p>

区分	頁	いただいたご意見	対応案
			<p>【現状と課題】</p> <p>○ <u>厳しい経済・雇用情勢が続く中、経済的な理由によって子どもたちの教育を受ける機会が失われることのないよう、経済的な支援を行う必要があります。</u></p> <p>【今後の基本的な取組方向】</p> <p>○ 教育機会の均等の確保</p> <p><u>勉学に意欲を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な子どもたちに対して、安心して勉学に励むことができるよう、経済的支援の取組を推進します。</u></p> <p>【主な取組内容】</p> <p>○ 修学支援の充実</p> <p><u>高等学校等に在学する生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、高等学校等修学奨学金について要件を満たす生徒すべてが貸与を受けられるように努めます。また、さまざまな広告媒体を活用して制度の周知および利用促進を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう改善に取り組みます。</u></p>

区分	頁	いただいたご意見	対応案
第3章各論 1 学力と社会への参画力の育成 (1) 学力の育成	29	<p>学習塾について</p> <p>※複数意見あり</p> <p>・「学力の育成」に、学習塾のことが書かれていない。多様な主体への期待にも学習塾のことが書かれてしかるべき。中学生以上のほとんどが学習塾に通っている。学習塾を正面から捉えるべきではないか。</p> <p>・保護者は学校と学習塾を対等に近い目で見ている。十分検討いただきたい。</p> <p>・家庭や地域によって学習塾との関わりは様々である。学ぶ力の育成という意味で、学習塾は一つの社会的役割を果たしているが、どう位置づけるかは、慎重に議論いただきたい。</p> <p>・学習塾は有料である。親の所得格差が教育格差につながっているという調査もあり、この問題は子どもたちを取り巻く社会状況とも深く関係している。これまでの教育改革推進会議での議論を踏まえて、慎重に検討いただきたい。</p>	<p>→学習塾は「地域の教育力」の構成員であり、そのうち組織的な教育活動を行っているものは、定義上「社会教育」にも該当します。従って、ビジョンには「学習塾」を特記していないものの、全体の記述の中で、多様な主体の一員として、子どもたちの教育や学校支援に参画いただくことを期待するかたちとなっています。</p> <p>なお、以下の理由により、学習塾をビジョンの中で特記することはしないものとします。</p> <p>◇まず公教育を充実させることが第一義であること。</p> <p>◇「過度の学習塾通い」にかかる発達面等への悪影響も指摘されるなど、学習塾をめぐる賛否両論あること。</p> <p>◇学習塾は活動内容が多様で、実態がつぶさには把握できていないこと。</p> <p>◇学習塾は有償で、かつ営利目的であること。</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応案
(4) 国際理解教育の推進	51 52 53	平和教育について ・平和教育の概念を取り入れて、記述する必要がある。	<p>→ご意見を踏まえ 下線部の記述を追加します。</p> <p>【基本的な考え方】 (国際理解教育の必要性)</p> <p>○ 経済社会のグローバル化が一層進展する中、国際競争が激しさを増す一方で、異なる文化の理解や平和で<u>公正な国際社会の発展に向けた国際協力の必要性がますます高まっています。</u>(後略)</p> <p>【今後の基本的な取組方向】</p> <p>○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実 多文化共生の心を育む教育を推進するため、教育活動全体を通じて「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度や、国際社会に関心を持ち地球的視野で思考する力、外国の人々と交流することへの意欲、<u>さらには平和で民主的な社会の有意な形成者としての資質・能力を育成します。</u></p> <p>【主な取組内容】</p> <p>○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実</p> <p>・ <u>各教科の活動をはじめ、修学旅行等の特別活動などの機会をとらえて、平和に関する教育を推進し、社会のあり方を考察する基盤として、幸福や正義、公正などについての理解を促すとともに、現代社会に対する関心を高め、平和で民主的な社会を主体的に構築する態度や資質を育成します。</u></p>

区分	頁	いただいたご意見	対応案
2 豊かな心の育成 (3) いじめや暴力を許さない子どもたちの育成	87	ソーシャルワーカー等の専門職について ・問題が複雑化してきているので、ソーシャルワーカー等の専門職が一層必要である。	→「いじめや暴力を許さない子どもたちの育成」「居心地の良い集団づくり」「高校生の学びの継続」等の施策において、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの効果的な配置や活用について記述しています。 今後とも、課題の多い学校に関しては、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカーを重点的に派遣し、学校に配置しているスクールカウンセラー等とも連携させることで、各学校に対してより効果的な支援を行っていきます。
3 健やかな体の育成 (3) 体力の向上	133	「競う」こと等について ・【基本的な考え方】に「『競う』ことの重視」とあるが、「競うこと」は大切である。個性を育む、一人ひとりの違いを認め合うことが必要であり、運動会においては目標設定をし、結果をしっかり認識して、次へのステップに変えていくという意味で、順位付けは重要である。ただ今後、「競う」という言葉だけが独り歩きしないようにする必要がある。 子どもたちは運動だけでなく、文化芸術など様々な特技や個性を持っているので、政策として充実させていきたい。	→「『競う』ことの重視」については、パブリックコメントにおいて、「子どもたちが将来競争社会の中で生きていく必要があることを前提にして、競うことを避ける運動会や体育に課題があるとする記述には違和感がある」とのご意見が複数寄せられたことから、「子どもたちに運動習慣を確立するため、競うことの楽しさを伝える」という趣旨で、記述を次のとおり修正することとしました。 なお、「子どもたちの個性を大切に」とのご意見については、基本方針の第1番に「一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします」を掲げるなど、とりわけ重視しているところです。

区分	頁	いただいたご意見	対応案
			<p>(修正前)</p> <p>○ 競わせない運動会、競わせない体育を行う例がありますが、<u>子どもたちが将来競争社会の中で生きていく必要があるという観点からは、課題があると考えられます。</u>体力の向上に向け、競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施し、子どもたちの目標を適切に設定することを通じ、達成感や成就感、競うことの楽しさを伝え、運動への意欲を育みます。</p> <p>(修正後)</p> <p>○ 競わせない運動会、競わせない体育を行う例がありますが、「競う」<u>ことで運動することの楽しさに気づく子どもたちも多いという観点からは、課題があると考えられます。</u>また、<u>運動を通じて切磋琢磨することや目標に挑戦することは、直面する課題に主体的に対応できる力につながることも期待されます。</u>そこで、<u>体力の向上に向けては、競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施し、子どもたちの目標を適切に設定することを通じ、達成感や成就感、競うことの楽しさを伝え、運動への意欲を育みます。</u></p>

区分	頁	いただいたご意見	対応案
(3) 体力の向上	133	<p>部活動について</p> <p>・「中学校の部活動は社会教育に委ねる」という議論を起こしてはどうか。小学校の学童野球は、社会教育である。中学校もそのように議論していく時期ではないか。もう少し学校から部活動をオープンにし、地域の皆さんに負担を分かち合ってもらえるような体制を作っていただきたい。</p>	<p>→中学校の運動部活動は、新しい学習指導要領に「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示され、学校教育活動において実施することと位置づけられています。</p> <p>しかし、運動部活動の運営に関わっては、生徒の多様なニーズへの対応や指導者不足等の課題もみられます。</p> <p>こういった中、地域の人材を運動部活動の外部指導者として活用するなど、地域の人々の協力や社会教育施設、社会教育団体等との連携などの運営上の工夫を行うことが必要であると考えており、こうした内容について、ビジョンにも記述しています。</p>
<p>6 社会教育・スポーツの振興</p> <p>(3) 地域スポーツの振興</p>	208	<p>ジュニアからの一貫した指導について</p> <p>・【基本的な考え方】に「ジュニアからの一貫した指導の推進」とあるが、子どもたちにとっては、途切れのないことがベストである。中学3年生の夏過ぎから高校へ入るまでの一番伸び盛りの間に、途切れが発生してしまう。関係団体と協議し、競技力を向上させるための体制を作っていただきたい。</p>	<p>→【主な取組内容】の「競技力向上対策」の中に、対応方針を記述しています。</p> <p>今後、「途切れのない『一貫指導』」については、(財)三重県体育協会や各競技団体と連携し、総合型地域スポーツクラブとの連携等も含め、他県の取組状況等も参考にしながら、研究していきます。</p>

4 中間案からの主な修正点（詳細は別添の新旧対照表等をご参照ください）

(1) 総論

① 「基本方針」の文言修正（P19：頁数は本冊のもの、以下同じ）

7つの基本方針のうち、(2)(5)の表現を修正しました。

（←各部署等の意見を受けた修正）

《修正前》

(2)子どもたちの視点に立った、一貫した教育を行います

(5)教職員のやりがいを高めます

《修正後》

(2)子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います

(5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

(2) 各論

① 「学力の育成」に「少人数教育の推進」を追加(P35)

少人数教育に関する記述をさらに充実させるため、「主な取組内容」に「少人数教育の推進」を追加しました。

（←市町教育長の意見を受けた修正）

《追加》

【主な取組内容】

○ 少人数教育の推進

- ・ 基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上を目指し、きめ細かく行き届いた少人数教育を推進します。
- ・ 国において学級編制標準の見直し検討が行われていることから、今後の動向と本県への影響を見きわめ、これまで進めてきた少人数学級などの本県の取組とうまく連動させるなど、全体として子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育の推進に努めていきます。

② 「学力の育成」の数値目標を一部修正(P36)

2つある数値目標のうち1つについて、「学力」に加え「学習・生活の状況」も目標の対象範囲に含む内容となるよう修正しました。

（←事務局内の見直し）

《修正前》

客観的な学力調査等の結果を分析し、自校の教育指導の改善に活用した小学校、中学校の割合

《修正後》

子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合

③「外国人児童生徒教育の充実」の「外国人児童生徒教育の意義」にかかる記述を充実(P45)

「基本的な考え方」の「外国人児童生徒教育の意義」の部分で、社会的意義について述べるだけでなく、子ども目線に立ち、外国人児童生徒本人にとっての意義についても述べるよう、記述を修正しました。

(←パブリックコメントを受けた修正)

《修正後の記述：下線部が加筆等した部分》

【基本的な考え方】

(外国人児童生徒教育の意義)

- 2008年度(平成20年度)の県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は0.934%と、全都道府県中、最も高い数値となっています。言葉によるコミュニケーションに課題を抱えながら日本で暮らす外国人児童生徒にとって、教育は幸福な生活を実現するために不可欠な「礎」となるものです。また、10年先を見据える時、こうした外国人児童生徒は、将来日本に定住する、しないにかかわらず、日本と海外をつなぐ人材、国際化社会、多文化共生社会を支える貴重な人材となることが期待されます。さらに、外国人児童生徒の教育は、同じ学校で学ぶ日本の子どもたちの国際性の涵養や学校におけるきめ細かな教育活動の充実等にもつながります。

④「国際理解教育の推進」に「平和教育」にかかる記述を追加(P51～53)

(←県議会議員の意見を受けた修正。上記のとおり)

⑤「国際理解教育の推進」の「国際理解の推進」にかかる記述を充実(P52～53)

若者たちの、外国の人々と交流することに対する意欲が希薄化する傾向があるため、国際交流への動機づけ等に関する記述を充実させました。

(←推進会議委員の意見を受けた修正)

《修正後の記述：下線部が加筆等した部分》

【今後の基本的な取組方向】

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

多文化共生の心を育む教育を推進するため、教育活動全体を通じて「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度や、国際社会に関心を持ち地球的視野で思考する力、外国の人々と交流することへの意欲、さらには平和で民主的な社会の有為な形成者としての資質・能力を育成します。

【主な取組内容】

○ 国際理解の推進および国際交流活動の充実

- ・ 海外への留学や研修旅行、海外からの教育旅行受入れ、交流活動を取り入れた各種国際交流プログラムの情報提供等を通じて、異なる文化や生活習慣を持つ外国の生徒等との交流を推進し、お互いの文化、習慣、価値観等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる実践的な態度を育みます。また、こうした取組と他の教育活動との関わりの中で、経済社会のグローバル化の状況やそれを背景に活躍する人々のことを授業で取り上げるなど、国際社会の動向や外国の人々との交流に対する子どもたちの関心が高まるよう、さまざまな動機づけを行います。

⑥ 「キャリア教育の充実」に特別支援学校に関する記述を追加(P59、61)

特別支援学校におけるキャリア教育についての内容をさらに充実させるため、「現状と課題」および「主な取組内容」に記述を追加しました。

(←パブリックコメントを受けた修正)

《修正後の記述：下線部が加筆等した部分》

【現状と課題】

- 進学や就労を希望する特別支援学校卒業生の進学および就労率が低く、子どもたちが卒業後充実した社会生活を送るため、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。

【主な取組内容】

○ 組織的・系統的なキャリア教育の推進

各学校において入学から卒業までの組織的・系統的なキャリア教育プログラムを策定し、その校種を越えた連携を図るとともに、地域全体のプログラムによるキャリア教育を推進します。

また、高等学校においては、生徒の興味・関心、進路希望等に適切に対応するため、各学科の教育力を活用し、学校間の連携を図ります。

さらに、特別支援学校においては、子どもたちの特性を生かした特色ある教育課程の編成を進めます。

⑦ 「人権教育の推進」にユニバーサルデザイン教育に関する記述を追加(P78、81)

ユニバーサルデザイン教育の必要性に鑑み、「現状と課題」および「主な取組内容」に、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会の充実についての記述を追加しました。

(←パブリックコメント、各部署等の意見を受けた修正)

《追加》

【現状と課題】

- 誰もが暮らしやすいまちづくりのために、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、さまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザインの考え方について、子どもたちへの学習の機会の提供を進める必要があります。

【主な取組内容】

- ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実
子どもたちが、お互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実を、市町教育委員会等、多様な主体との協働により推進します。(健康福祉部、教育委員会)

⑧「人権教育の推進」の「個別的人権問題に対する取組の推進」の記述を充実(P80)

子ども、性的マイノリティ、さまざまな病気に罹患した人々等の人権に関する問題を解決するための教育について記述が必要との意見を受け、「主な取組内容」の「個別的人権問題に対する取組の推進」の記述を充実させました。

(←パブリックコメント、推進会議委員の意見を受けた修正)

《修正後の記述：下線部が加筆等した部分》

○ 個別的人権問題に対する取組の推進

「部落問題を解決するための教育」「障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育」「外国人の人権に係わる問題を解決するための教育」「子どもの人権に係わる問題を解決するための教育」「女性の人権に係わる問題を解決するための教育」「さまざまな人権に係わる問題を解決するための教育」等、個別的人権問題に対する取組を推進します。また、一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、自分自身の生活や社会の状況を変革する力とともに、未来を切り拓く力を身につけられるような人権教育・啓発の充実を図ります。

(生活・文化部、教育委員会)

※ さまざまな人権に係わる問題とは、高齢者、患者等（H I V感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者、さまざまな病気に罹患した人等）、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題やインターネットによる人権侵害などです。

⑨「体力の向上」の「基本的な考え方」の「『競う』ことの重視」にかかる記述を修正(P133)

(←県議会議員の意見およびパブリックコメントを受けた修正。上記のとおり)

- ⑩「子どもたちの安全・安心の確保」に「等しく安心して学べる環境の実現」にかかる記述を追加(P140～146)

(←県議会議員の意見を受けた修正。上記のとおり)

- ⑪「幼児期からの一貫した教育の推進」の「幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携」にかかる取組内容をより具体的に記述(P161)
「主な取組内容」の「幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携」について、より具体的に記述に修正しました。

(←パブリックコメント、推進会議委員の意見を受けた修正)

《修正後の記述：下線部が修正した部分》

【主な取組内容】

○ 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携

- 子どもたちの発達段階に応じた一貫した教育を推進するため、子どもを中心に据え、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が、それぞれ主体となった取組を推進するとともに、相互に連携を図っていきます。

具体的には、取組内容に応じて、主体となる学校種が他の学校種に働きかけ、相互の保育・授業の公開、合同研修の実施など教員の交流を進めるとともに、学校段階ごとの「節目」の時期を中心に、合同学習や合同行事の実施など、校種を越えた子どもたち相互の交流を推進します。

- 子どもたち一人ひとりへの指導に必要な情報を各学校種間で引き継ぐ仕組みづくりに向け、子どもたちの生活面や学習面の課題を学校種間で共有するための場づくり等を進めるとともに、子どもたちの課題解決を支援する方策等を研究します。

(3) 全体を通じた修正について

- ①「県民しあわせプラン」「文化力立県」「希望の舞台づくり」等にかかる文言修正
「県民しあわせプラン」「文化力立県」「希望の舞台づくり」等の用語について、次の考え方に沿って見直しました。

- ◇「県民しあわせプラン」という用語を用いたフレーズは削除します。(2箇所)
- ◇「文化力立県」「希望の舞台づくり」という用語については、記述内容の趣旨を尊重しつつ、他の用語に置き換えます。(4箇所)
- ◇「文化力」「新しい時代の公」という用語は、原則修正しません。ただし、文脈から第3次戦略計画との関わりが強いと判断される箇所等については、他の用語に置き換える等修正します。(修正なし6箇所、修正2箇所)

(←事務局内の見直し)

《修正箇所》

詳細は別添資料の新旧対照表 P29～32 をご覧ください。

5 今後の予定

○22年12月22日 教育委員会に「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～（仮称）」（案）を提案予定

（別添資料）

- 1 次期教育振興ビジョン（仮称）中間案にかかるパブリックコメント結果
（主なご意見とそれに対する回答）
- 2 「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～（仮称）」（案）
- 3 新旧対照表（中間案からの修正点のうち主なものを抜粋）

2. いじめ問題への対応について

10月以降、全国で児童生徒の自殺が相次いでおり、背景にいじめがあるとされています。三重県教育委員会は、事態の重大性に鑑み、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を緊急に実施したところです。今後もより一層取組を進めていきます。

1 冬期休業前の取組

(1) 「冬季休業中における（幼児児童）生徒の指導について（通知）」より — 小・中学校に対して（抜粋）

いじめの問題について

平成22年11月9日付け「いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底（通知）」を受け、定期的に児童生徒から直接状況を聞く「アンケート調査」を実施するなどの実態把握を行うとともに、今一度、総点検を実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、いじめについての訴えなどがあったときには、問題を軽視することなく、保護者や友人等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく適切に対応する。

また、誰にも打ち明けることができない悩みや不安等がある場合、電話相談等が利用できることを周知する。

「アンケート調査によるいじめの実態把握」の実施（予定）状況 H 22.11 現在

	小学校（395校）		中学校（166校）	
	実施済み	実施予定	実施済み	実施予定
実施（予定）校	296校	99校	144校	22校
11月までの実施率	74.9%		86.7%	
3月までの実施率	100%		100%	

— 県立学校に対して（抜粋）

いじめの問題への取組

- (1) 平成22年11月11日付けで依頼した「いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について」の取組を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、本年度内に各学校の実情にあわせて、アンケート調査等を実施し、いじめの実態把握に向けた取組を行う。
- (2) いじめについての訴えなどがあったときには、問題を軽視することなく、保護者や友人等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく適切に対応する。
- (3) 冬季休業中の新たな人間関係からいじめが発生することも考えられることから、保護者と十分連携をとり、生徒の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に必要な措置を講じる指導をする。
- (4) ネット上のいじめは被害が短期間で極めて深刻になり、その実態把握が困難である場合が多く、生徒が被害者にも加害者にもなりうる危険性があることから、情報モラル・情報リスク等について生徒への適切な指導を行うとともに、保護者への啓発に努める。

県立学校の「アンケート調査によるいじめの実態把握」の実施（予定）状況については、現在調査中 ※ 12月17日に集約する予定

- (2) いじめ電話相談紹介リーフレット「一人で悩まず相談しよう」の配付
すべての公立小・中・高等学校にリーフレット(資料参照)を送付し、
教室掲示や児童生徒への配付など、実情に応じて効果的な活用をはかりま
す。

※ 平成22年12月3日に市町等教育委員会に配付済み

2 今後の取組

(1) いじめ防止啓発パンフレットの取組

- ・ 県内の全ての教職員が、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり
得る問題である」ことを、今一度認識するとともに、各学級等での指導に
活かすため、いじめ防止啓発パンフレットを県内小・中・高等学校、特別
支援学校の全児童生徒及び教職員に配付します。
- ・ 県内の各学校において、教職員が特別活動(学級会、ホームルーム活動、
学年集会)等で、いじめ防止啓発パンフレットを活用して児童生徒に指導
することにより、いじめの防止等をはかります。

(2) 電話相談先紹介カードの配付(資料参照)

県内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童生徒及び教職員に電話相
談先紹介カード配付し、活用をはかります。

(3) 人権学習教材「わたし かがやく」の活用

これまでに各学校に配付されている以下の教材を活用して、人権の観点
から指導を行います。

- ・ 生徒用人権学習教材「わたし かがやく 豊かな出会いのなかで」
- ・ 「わたし かがやく ◆豊かな出会いのなかで◆」教職員用活用資料集
- ・ 人権学習教材「わたし かがやく」教職員用 活用ハンドブック

平成22年11月10日

各市町等教育委員会教育長 様

三重県教育委員会事務局
生徒指導・健康教育室長

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり、平成22年11月9日付け22文科初第1173号にて文部科学大臣政務官より通知がありました。

つきましては、いじめ問題への取組の基本である実態把握及びいじめの問題への取組の徹底を図るため、平成18年10月19日付け及び平成22年9月14日付で文部科学省から通知された下記文書を再度確認いただくとともに、貴教育委員会所管の小中学校に対して、「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考に、指導の徹底をお願いします。

記

1 添付文書

- ・ いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）（写）
- ・ いじめの問題への取組の徹底について（通知）（平成18年10月19日付け文部科学省通知）
- ・ 「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について（通知）（平成22年9月14日付け文部科学省通知）

事務担当

生徒指導・健康教育室

生徒指導グループ

大下 武彦

Tel 059-224-2332

Fax 059-224-3023



22文科初第1173号
平成22年11月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学大臣政務官
笠 浩



(印影印刷)

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）

標記の件については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）において、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

また、『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があり、その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、更に必要な取組を推進すること、また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めることをお願いしたところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、当該児童生徒がいずれもいじめにあっていた事実が確認されました。

つきましては、改めて、これらの通知の内容を所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底し、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知の別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考にしながら、いま一度総点検を実施するようお願いいたします。なお、平成18年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「いじめ」とは、「当

該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としていることに御留意ください。

その上で、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するようお願いいたします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底するようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線 3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

22 初児生第25号
平成22年9月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長 殿
附属学校を置く国立大学法人の長
株式会社立学校を認定した市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷 桂介

(印影印刷)

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
に関する調査」結果について（通知）

標記の調査については、毎年度御協力を頂いているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、高等学校の不登校、中途退学、自殺及び教育相談の各状況について、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

平成21年度の調査結果では、暴力行為の発生件数が約6万1千件と、前年度（約6万件）より約1千件増加したことや、いじめの認知件数が約7万3千件と前年度（約8万5千件）より約1万2千件減少しているが依然として相当数に上ることなど、生徒指導上憂慮すべき状況が見られます。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を含む）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、生徒指導の一層の充実を図るよう対応をお願いいたします。

記

1 暴力行為への対応について

(1) 暴力行為への取組の徹底について

今回の調査結果からは、暴力行為の発生件数が増加したことに加え、1校当たりの暴力行為の発生件数が増加傾向にあることや、被害者が病院で治療を受けた場合の件数が約1万2千件と相当数に上ること、暴力行為の発生件数の増加率が小学校において9.7%と校種間で最も高くなるなどの憂慮すべき状況も見られる。教育委員会及び学校にあっては、「問題を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会などの理解を得て地域ぐるみで取り組めるような体制を推進すること。

また、暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとる必要があること。

(2) 暴力行為の実態把握の取組について

本調査については、統計法に基づき内閣府に設置された統計委員会の答申において、「客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について検討」するよう求められており、このことも踏まえて文部科学省では、本調査の実施に当たって都道府県間で「計上の仕方」による開きが生じないように、「調査の手引」を作成・

配付した上で、教育委員会等に対してより適切な実態把握を行うよう求めているところである。

しかしながら、暴力行為の発生件数に対する被害者が病院で治療を受けた件数の割合を見ると、最も高い都道府県の47.1%と最も低い都道府県の17.5%との間で2.7倍の開きがみられ、暴力行為の「計上の仕方」に未だばらつきが生じていると考えられる。

このことから、教育委員会等にあつては、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めて「調査の手引」等を活用した説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めること。

2 いじめの問題への対応について

(1) いじめの問題への取組の徹底について

いじめの問題への取組の基本として、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義と、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることの二点を再度徹底する必要があること。

また、いじめの問題への対応は、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方に基づき、学校においていじめを把握した場合には、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し適切な連携を図ること。

さらに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること。

(2) いじめの実態把握の取組について

今回の調査結果からは、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることや、アンケート調査の実施について、平成18年度との比較で5.6ポイント減少しているなどの状況が見られる。こうした中でいじめの認知件数が減少し、また、いじめを認知していない学校数が増加していることを思慮すると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。

また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。

(本件連絡先)
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導調査分析係 春名・藤井・長谷
電話番号 03-5253-4111 (内線 3057)
03-6734-3057 (直通)
e-mail s-sidou1@mext.go.jp

18文科初第711号
平成18年10月19日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷 眞美

(印影印刷)

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢

を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。

〈チェックポイント〉

I 学 校

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。
特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。

- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解

を得るよう努めているか。

- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配布しているか。

(組織体制・教育相談)

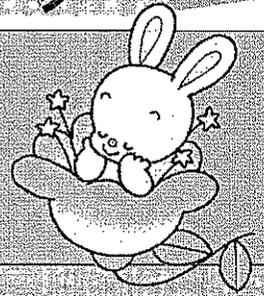
- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

一人で悩まず相談しよう

保護者の方、担任の先生や養護の先生、
スクールカウンセラーなどに相談しましょう！
みんな、あなたの味方です



困った時の電話相談はこちら

三重県総合教育センター

平日 9:00~24:00
土・日・祝日 9:00~18:00
年未年始を除く

TEL 059-226-3729

臨床心理士などの専門家が対応します。
いじめ以外でも相談できます。
電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

少年相談110番

月~金 9:00~17:00
土・日・祝日・年未年始の休日を除く
TEL 0120-41-7867

いじめはもちろん、他の相談もできます。

少年サポートセンター

月~金 9:00~17:00 土・日・祝日・年未年始の休日を除く
北勢少年サポートセンター（四日市南署内） TEL 059-354-7867
中勢少年サポートセンター（津署内） TEL 059-227-7867
南勢少年サポートセンター（伊勢署内） TEL 0596-24-7867
伊賀少年サポートセンター（名張署内） TEL 0595-64-7837

三重県警察内に設置されており、いじめなどの相談や、暴力などで被害を受けた少年の支援や保護などを行います。

子どもの人権110番

平日のみ 8:30~17:15
TEL 0120-007-110

法務省の人権擁護委員が対応します。
いじめ以外の相談もできます。
保護者のみなさんからの相談にも対応します。

チャイルドラインMIE

月~土曜日 16:00~21:00
第1・3土曜日 19:00~21:00

TEL 0120-99-7777

指示しない指導しない
子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話

保護者のみなさんを中心に、子育て、発育に関する相談などに、専門家が対応します

三重県児童相談センター

北勢児童相談所 TEL 059-347-2030
中勢児童相談所 TEL 059-231-5666
南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143
（県伊勢庁舎内）
伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
（県伊賀庁舎4階）
紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
（県尾鷲庁舎2階）
電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

子ども家庭相談

月~金 9:00~22:00
土・日・祝日・休日 10:00~20:00
（年未年始を除く）
北勢地区 TEL 059-345-3933
中勢地区 TEL 059-233-1425
南勢地区 TEL 0596-24-9966
伊賀地区 TEL 0595-24-8816
紀州地区 TEL 0597-22-8049
年未年始以外、休日も相談できます。

子どものこころの相談電話

（あすなろ学園）
月~金 9:00~12:00
13:00~17:00
土・日・祝日・年未年始の休日を除く
TEL 059-235-5556

かけがえのない自分

かけがえのない自分

1 心の底にしまったままの記憶

これは、二人の中学生が書いたものです。Aさんは、小学校の時にいじめを受けました。Bさんは、いじめを見過ごしていました。みなさんも、よく似た経験はないでしょうか。

Aさん

ぼくは、クラスでいじめにあい、嫌で嫌で、毎日学校から走って帰っていった。家に帰ってもつらくなるばかりで、自然に涙が出てきてくやしくなった。夜、夢に出てきたりして、何回もうなされて目が覚めることもあった。

もう限界だと思って、ある朝、母に「学校に行きたくない。」と言った。母がわけを聞いてきたけれど、本当のことを話せば父も母も心配するだろうと思って、ぼくは、「ねむいから。」とだけ言った。

父や母にうそを言うのはつらくて、複雑な気持ちでいっぱいだった。

考えて、考えて、考えぬいて、ある夜、父や母にこれまでの話をした。ようやく、話すことができた。

次の日、母が担任の先生に相談し、そしてクラスで話し合いをした。



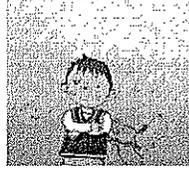
Bさん

いつもどおりに休み時間が終わって、音楽室へ行くとき、一人の男の子が他の子たちに悪口を言われていた。

ぼく自身は、そのとき、遊びや冗談のつもりくらいに考えていて、全然気にもしなかった。でもそれは、自覚しにどンドンひどくなっていった。その子に触れるだけで手がよごれると腫くようにまできていった。

そうやって、やっとな、ひどいことだと思うようになった。でも、もしぼくがその子を助けたら、ぼくもきられてしまうかも…。そんな気持ちで黙って見ているだけだった。

ぼくは、すごくやんだ。それなのに日を過して、悪口を言う回数がどんどん多くなり、言うことがぎつくなっていった。ぼくがやっていることは「いじめ」だ。でも、その子の味方につくと、自分もきられる。そんなところで心が揺れている弱い自分が、情けなくてたまらなかった。



実は、この作文を読んだおとな(Cさん)が、二人に対して返事を書いてくれました。この返事の中に、私たちが考えていかなければならない、いじめを解決していくヒントがあるのかも知れません。

Cさん

ぼくが中学校を卒業してもう25年以上になりますが、心の底にしまったままの記憶があります。それはいじめを受けた体験です。

Aさんのように、ぼくも夢でうなされたり、学校に行きたくなかったり、親に心配をかけたくないと思ったりしました。しかし、自分の体験をだれかに語ることは、ずいぶん長い間できませんでした。

だから、Aさんの作文を読んで驚きました。どうしてこんなふうに言けるのでしょうか、わずか1、2年前のつらい体験をふりかえることができるのでしょうか。当時のぼくは、自分がいじめられていたなんて認めたくなかったし、心の中をだれにも知られたくはありませんでした。それに、ぼくのまわりには、声をかけてくれる人はだれもいませんでした。自分の悪いところはどこなんだろうと考えてばかりいた気がします。

けれども、Bさんの作文を読んで、もしかするとそのとき、Bさんのような人が、そばにいたのかもしれないと感じました。そしてもし、一人でもこんなふうに思いを語ってくれる人がいたら、ぼくはどれだけ楽な気持ちになったことでしょう。

そんなことを考えるうちに、思い出したことがあります。ぼくにも、ぼくのことを認めてくれる人がいたということです。その人は、みんなの前で「きみは、ほかの人が気づかないような音を思いつき、それをそのまま言えるよね。それがきみらしさなんだし、そのことはとても大切なことだよ。」と書いてくれたのです。

ふりかえてみると、それがぼくにとって救いのことばだったのです。その人がそう言ってくれたおかげで、ぼくは自分自身を否定することはなくなりました。だから、ぼくにおそいかかってきたいじめを克服することができたのだと思います。

二人の作文は、ぼくにとても大事なことを思い起こさせてくれたのです。



32

「いじめはよくない」ということは、誰もが知っています。ただ頭のなかで理解するだけでなく、Aさんのくやしきやつらさ、そしてBさんの情けなさにふれることで、自分の経験を思い起こし、いじめをなくそうとする気持ちをさらに強いものにするのはとても大切です。

いじめをなくす手だてではないのでしょうか。AさんやBさんは、結局のところあきらめなければならないのでしょうか。



- ①みなさんがAさんとしたら、どんなことを考えますか。
- ②みなさんがBさんの友だちとしたら、どんなアドバイスができるでしょう。
- ③Cさんは、どんなことを伝えたかったのでしょうか。

持続可能な人権教育のための調査研究事業

4月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

(市町教委)

【 県 内 6 地 域 】

北勢広域人権教育調査研究協議会

中勢広域人権教育調査研究協議会

松阪広域人権教育調査研究協議会

南勢広域人権教育調査研究協議会

伊賀広域人権教育調査研究協議会

東紀州広域人権教育調査研究協議会



県内6地域において各市町が連携し、地域の資産や魅力を活かしつつ、持続可能な人権教育の推進に関する実践的調査研究を推進する。

《課題解決の手法確立》

- ・人権フォーラム
- ・人権サークル活動
- ・多文化共生支援
- ・地域住民啓発等
- ・講演会
- ・意識調査(アンケート)

《地域人材の養成と活用》

- ・コーディネーター養成
- ・リーダー養成講座
- ・次世代育成支援
- ・先進地視察
- ・人権大学講座等の派遣
- ・情報提供

+

推進体制づくり・人材養成・ネットワークづくり

地域担当指導主事等による運用支援

【調査結果・研究成果の中間まとめ】

持続可能な人権教育のための調査研究事業

調査研究
委 託

地 域	契約
北 勢	7/14
中 勢	6/ 9
松 阪	6/ 7
南 勢	6/ 1
伊 賀	7/ 2
東紀州	6/16

(県教委)

調査研究委員会設立

- ・調査結果・研究成果の集約と分析
- ・多様な主体が連携した人権教育の創造
- ・コアコーディネーターの育成
- ・次世代育成につなぐ人権教育の研究 等

事務局会議

事務局会議

事務局会議



必要な取組の整理

第1回調査研究委員会 「コアコーディネーター研修」

- 地域人材の養成
 - 11月25日(木)PM
 - 県総合文化センター
 - 内容
 - (講演) 福岡県田川市立鎮西中学校 校長 中野 直毅さん
 - (交流) 各地域の計画交流会
 - ・広域協議会相互視察の計画
- ※市町職員、推進教員等も参加

事務局会議

第2回調査研究委員会

- 2月頃を予定
- テーマは未定
- 内容
 - ・各地域の取組交流
 - ・調査結果および研究成果の中間まとめについて
 - ・次年度の取組について

事務局会議

【構成】

- 会 長:人権教育室長
- 事務局長:事業担当
- 委 員:地域担当

3. 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案について

I 策定体制等

1. 策定の趣旨

現行の「第6次三重県スポーツ振興計画」の計画期間が、平成22年度で終了することから、これまでの取組成果の検証を踏まえ、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。

2. 策定方法

- (1) 「三重県スポーツ振興審議会」に諮問しています。
- (2) 審議会に「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』策定作業部会」を設置し、審議の深化・充実を図っています。

○会議等開催状況

- ・三重県スポーツ振興審議会 4回
- ・「『第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）』策定作業部会」 5回

II 「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」中間案の概要

1 基本的事項

(1) 計画の趣旨

- ・スポーツ振興法第4条第3項に基づき策定します。
- ・「第6次三重県スポーツ振興計画」を継承・発展させ、生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会をめざして、総合的な取組を進めるため、「第7次三重県スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。

(2) 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

(3) 全体構成

第1章：基本的事項	計画趣旨、計画期間、全体構成を記載
第2章：総論	「みえのスポーツがめざす姿【基本理念】」として、「10年後の姿」と、その実現に向け4年間で取り組む4つの「基本施策」を明示
第3章：各論	4つの「基本施策」のもとに14の「具体的方策」を掲げ、各方策において「基本的な考え方」、「現状と課題」、「主な取組内容」を明示
第4章：計画の実現に向けて	計画の実現に向けた「学校・家庭・地域との連携・協働」、「市町との連携・協働」、「各種スポーツ団体との連携・協働」について明示

2 総論

(1) スポーツの意義

スポーツの意義について、「個人としての意義」と「社会としての意義」に分けて記述します。

①個人としての意義

- ・体を動かすという人間の本源的な欲求を満たし、心を豊かにします。
- ・爽快感、達成感を味わい、楽しさや喜びをもたらします。 等

②社会としての意義

- ・相手を認め合う心が醸成され、子どもたちの健全育成に役立ちます。
- ・住民が、スポーツを通じて交流を深めることにより、地域に一体感や活力が生まれ、地域社会の活性化につながります。 等

(2) スポーツを取り巻く環境

長期的な視点から、本県スポーツのめざすべき姿を示すにあたり、スポーツを取り巻く環境について記述します。

- ①人口減少、少子高齢化の進行
- ②国・地方公共団体の動き
- ③子どもたちの体力・運動能力
- ④地域スポーツの推進
- ⑤競技スポーツの充実
- ⑥大規模大会の開催
- ⑦県営スポーツ施設の整備運営

(3) 「みえのスポーツ」がめざす姿【基本理念】

- ①長期的な視点から本県のスポーツ振興を考えるため、10年先のめざすべき姿について明示します。
 - ・学校で、子どもたちが元気に輝いている。
 - ・地域で、さまざまな人々が家族やグループでいきいきとスポーツに親しんでいる。
 - ・多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している。
 - ・県営スポーツ施設が積極的に活用され、利用者が満足している。
- ②10年先を見据えた、4年間の計画としての基本理念と施策体系について明示します。

○「みえのスポーツ」がめざす10年後の姿を実現するため、今後4年間に取り組む4つの基本施策を位置づけました。

計画の体系

「みえのスポーツ」がめざす姿

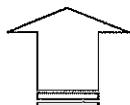
【基本理念】

生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現

【めざすべき10年後の姿】

- ・学校で、子どもたちが元気に輝いている。
- ・地域で、さまざまな人々が家族やグループでいきいきとスポーツに親しんでいる。
- ・多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している。
- ・県営スポーツ施設が積極的に活用され、利用者が満足している。

【基本施策】



子どもたちの
元気づくり

地域の
活力づくり

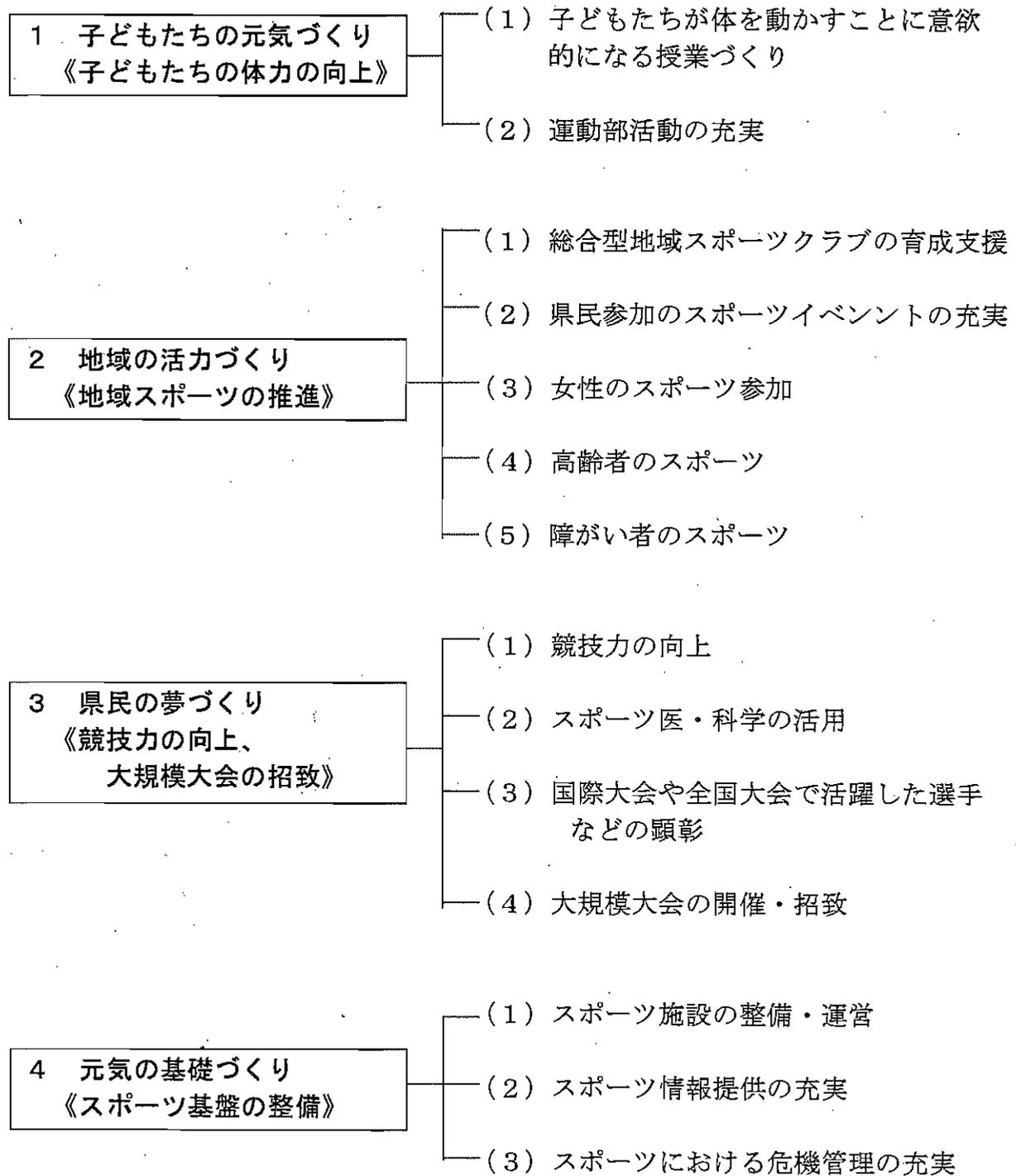
県民の
夢への

元気の
基礎への

第7次三重県スポーツ振興計画の施策体系

【基本施策】

【具体的方策】



3 各論の主な内容（4つの基本施策）

（1）「子どもたちの元気づくり」…子どもたちの体力の向上

【目標】新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合

【取組内容】

- 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり
 - ・教員の資質向上と授業の工夫改善
 - ・新体力テストの継続実施と有効活用の推進
 - ・運動環境の整備
- 運動部活動の充実
 - ・外部指導者の派遣による運動部活動の充実
 - ・指導者の資質向上のための研修会等の充実
 - ・学校体育大会の開催や参加する生徒・教職員への支援

（2）「地域の活力づくり」…地域スポーツの推進

【目標】総合型地域スポーツクラブの会員数

【取組内容】

- 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - ・広域スポーツセンターによる支援
 - ・総合型クラブの現状把握とクラブ間の情報交換や連携交流の推進
 - ・専門的な立場からの指導助言とクラブ運営に有益な情報の提供
 - ・総合型クラブの安定運営と定着に向けたクラブマネージャーやスタッフ、指導者の育成
 - ・総合型クラブの育成支援のための関係団体との連携・協働
- 県民参加のスポーツイベントの充実
 - ・「みえスポーツフェスティバル」、「美（うま）し国三重市町対抗駅伝」の開催
- 女性のスポーツ参加
 - ・運動の日常化を図ることによる、女性が生涯にわたって運動に親しむための資質や能力を培う取組の推進
 - ・子育て期にある女性や高齢の女性が参加しやすいスポーツ環境の充実
 - ・女性のスポーツ指導者の養成や、女性のスポーツへの積極的な参画の促進
- 高齢者のスポーツ
 - ・「ねんりんピック」への選手団派遣や「シニアスポーツ交流大会」の開催
 - ・健康づくりや体力づくりのためのスポーツ教室の開催
- 障がい者のスポーツ
 - ・障がい者スポーツの普及啓発と情報発信
 - ・幅広くスポーツやレクリエーション活動を実践できるイベントの実施
 - ・障害者スポーツ指導員の養成と資質の向上

(3) 「県民の夢づくり」…競技力の向上、大規模大会の招致

【目標】国民体育大会の男女総合成績

【取組内容】

- 競技力の向上
 - ・競技力の向上を推進する組織の設置
 - ・関係団体との連携によるトップアスリート養成のための県内トップレベルの選手やジュニア選手の強化活動
 - ・競技団体との連携による競技者の発掘・育成
 - ・指導者の養成・確保
- スポーツ医・科学の活用
 - ・スポーツ医・科学サポートの充実
 - ・スポーツ医・科学に関する研究成果や最新スポーツ情報の収集と活用
- 国際大会や全国大会で活躍した選手などの顕彰
 - ・競技者やスポーツ関係者の意識高揚につながる顕彰の実施と広報の充実
- 大規模大会の開催・招致
 - ・大規模大会の開催に向けた関係機関・団体との連携による協議、調査・研究

(4) 「元気の基礎づくり」…スポーツ基盤の整備

【目標】県営スポーツ施設年間利用者数

【取組内容】

- スポーツ施設の整備運営
 - ・「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直し
 - ・県営施設の整備・管理運営
 - ・県立学校体育施設の整備、活用
- スポーツ情報提供の充実
 - ・スポーツ関連情報の整理とホームページへの掲載内容の充実
 - ・関係機関等との連携による的確で分かりやすいスポーツ情報の提供
- スポーツにおける危機管理の充実
 - ・学校をはじめとする関係者への安全指導の推進
 - ・危機管理についての職員研修の充実や体制整備
 - ・体育・スポーツ施設の定期的な点検や改修などの計画的実施

4 計画の実現に向けて

計画の実現に向けた推進体制について明記します。

- ①学校・家庭・地域との連携・協働
- ②市町との連携・協働
- ③各種スポーツ団体との連携・協働

Ⅲ 今後のスケジュール

- 平成 22 年 12 月中旬
～平成 23 年 1 月中旬 パブリックコメントの実施
- 平成 23 年 2 月下旬 第 5 回三重県スポーツ振興審議会の開催
- 平成 23 年 3 月上旬 県議会へ報告
- 平成 23 年 3 月中旬 教育委員会へ提案予定

4. 「みえ広域スポーツセンター（仮称）」の設置について

1 設置目的及び機能

(1) 目的

誰もが、身近で気軽に、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の安定した運営と定着を図る必要があります。

このため、総合型クラブを広域的・専門的に支援する「みえ広域スポーツセンター（仮称）」を設置します。

(2) 機能

① 総合型クラブの創設及び育成に対する支援

- ・ 総合型クラブの創設、育成に関する指導助言（訪問指導、調査、情報発信等）
- ・ 総合型クラブ間の交流に関する支援（マネジャーミーティング等の開催）
- ・ クラブマネジャー、指導者等の人材の育成（講習会の開催）

② スポーツ情報の発信等

- ・ ホームページ・リーフレット等の作成による総合型クラブのPR
- ・ 研修会・講習会等の開催に係る情報提供
- ・ スポーツリーダーバンクの活用
- ・ クラブ運営に関する調査研究

③ 各団体との連携の促進及び調整

- ・ 各団体との連携を促進した、効果的・効率的な総合型クラブへの支援（県体育協会、県レクリエーション協会、県体育指導委員協議会、その他の団体）

(3) 設置時期

平成23年2月1日（予定）

2 推進体制

(1) 県教育委員会直営とします。

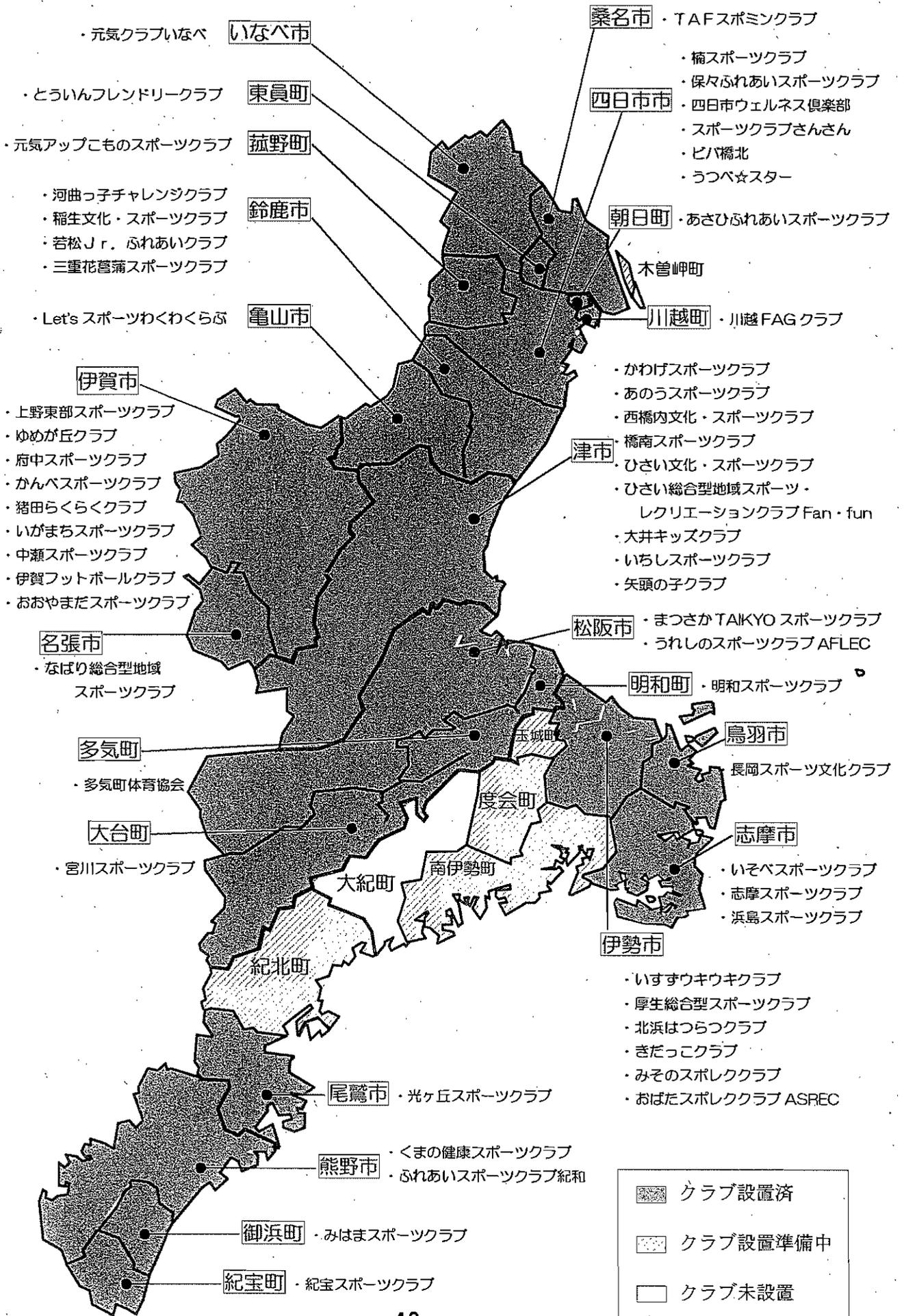
(2) 「総合型地域スポーツクラブ推進協議会（県教育委員会（広域スポーツセンター）、県体育協会、県レクリエーション協会、県体育指導委員協議会）」を組織し、広域スポーツセンター事業と関係団体の実施する事業との連携をはかるなど、効果的・効率的に総合型クラブを支援します。

3 設置場所

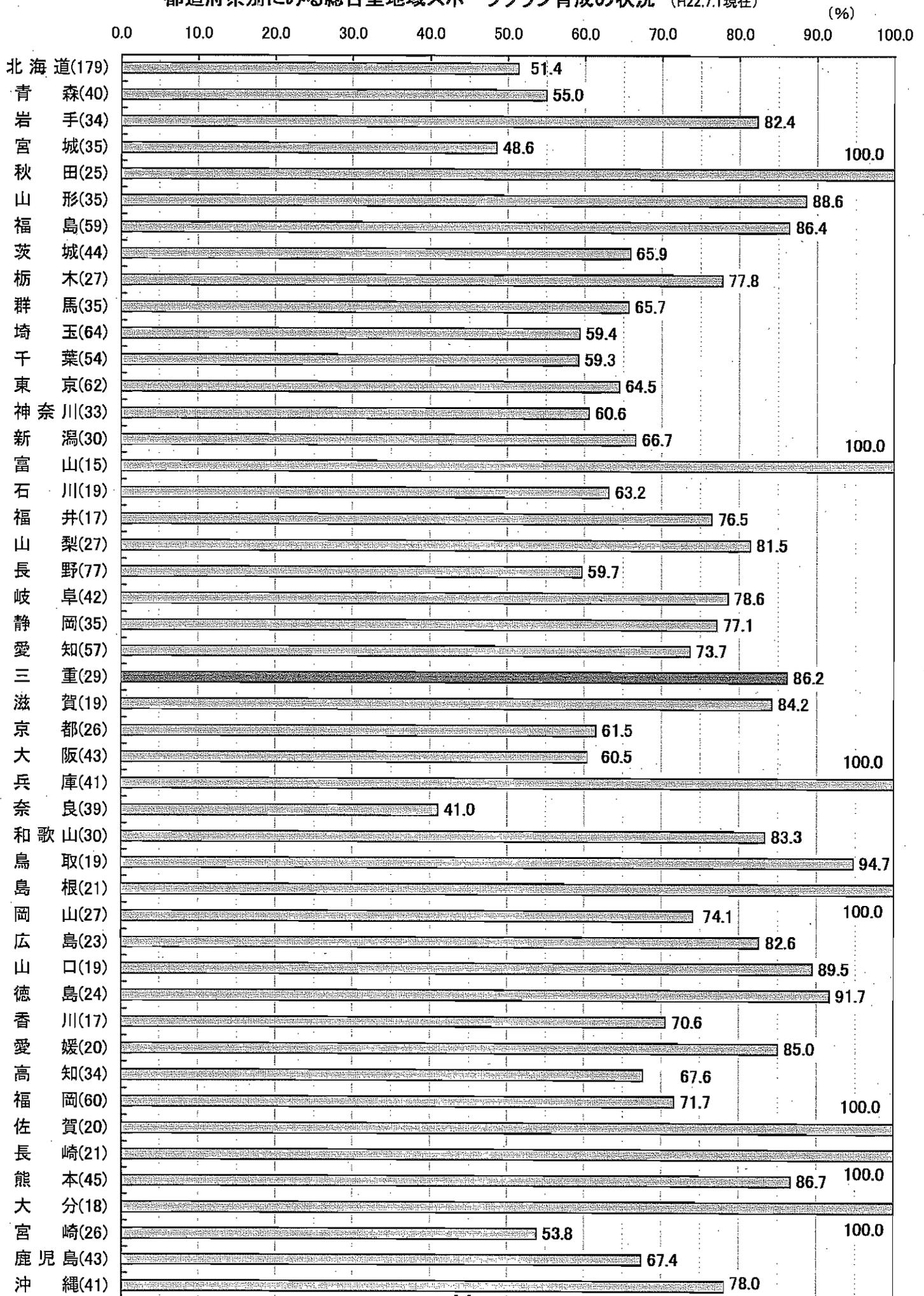
総合型クラブをはじめ地域スポーツへの支援機能を十分に発揮するため、以下の点から、鈴鹿スポーツガーデン内に設置します。

- (1) 多くの団体・スポーツ愛好家が利用する総合的なスポーツ施設であることから、スポーツ情報の収集・発信を効果的かつ効率的に行うことができます。
- (2) 会議室が備わっており、推進協議会や研修会等の開催が容易です。
- (3) 相談スペースがあり、関係団体や市町、総合型クラブ等の関係者が気軽に訪問し、相談や情報の共有ができます。

三重県内総合型地域スポーツクラブ分布マップ 23市町 56クラブ (H22年11月末)



都道府県別にみる総合型地域スポーツクラブ育成の状況 (H22.7.1現在)



5. 審議会等の審議状況（平成22年9月15日～平成22年11月24日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	平成22年度第5回教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年11月1日
3 委員	<p>会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名</p> <p style="text-align: right;">（出席者19名）</p>
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>○パブリックコメント等を踏まえて、次期教育振興ビジョン(仮称)中間案を修正した「中間案修正案」について意見交換が行われました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通塾のために夜遅く帰ったり、クラブ活動を辞めたりするのは好ましくない。人間関係も育てていく必要があり、学習塾を強調するよりも、まず公教育をいかに充実させるかが重要である。 ・ビジョンに子どもたちの夢を育むという記述を盛り込みたい。今の子どもたちは、この職業に就きたいという思いを持って就職していない。将来「こうなりたい」という夢を育てていくような取組が必要である。 ・小学校における「基礎的・基本的な学力」を「自らの課題を解決する力や、他者とともに学び高め合う力の基礎」と修正することで、三重の学びの方向性が分かりやすく明確になった。 ・「さまざまな人権に係わる問題」に、「さまざまな病気に罹患した人たち」の人権問題について、盛り込む必要がある。 ・幼児教育の重要性を思えば、ビジョンの中での記述割合は少ないし、具体性に欠けるところもあるが、幼稚園の職員は、このビジョンをしっかり読み、この中から幼児期は何をしなければならないかということをしっかり見抜いて、進めていかなければいけない。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第6回教育改革推進会議
2 開催年月日	平成22年11月19日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 上島 和久 他17名 (出席者17名)
4 諮問事項	次期の三重県教育振興ビジョン(仮称)の策定について
5 調査審議結果	<p>○前回会議(11月1日)での委員意見等を踏まえ、次期教育振興ビジョン(仮称)のとりまとめ案について審議しました。</p> <p>各委員からは、多くの方々の意見を聞いて十分議論したこと、子どもたちの目線を大切にされた内容となったことなど、ビジョン案を評価する意見が多く出されるとともに、策定後における保護者や教員等への十分な周知を求める声も目立ちました。</p> <p>審議の結果、この日提出した「次期三重県教育振興ビジョン(仮称)」(案)が、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す基本方針として適切なものと認められました。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイントをきちんと押さえたビジョンである。今後重層的な「連携・協力」を大切にしながら、県民総参加でビジョンを推進していくことが重要である。 ・ビジョンの推進に向け、保護者の理解・協力が不可欠であり、わかりやすい概要版による周知が必要である。 ・公教育の質の確保のため、県がリーダーシップを発揮し、市町を支援する体制づくりを進めていただきたい。 ・10年先を見据え、国際理解教育をもっと記述しても良い。 ・子どもたちの目線に立ったビジョンである。この理念や考え方を子どもたちに伝えることも検討されたい。 ・ビジョンの実現を図るには、それぞれの学校や教員が、このビジョンを踏まえて自分たちの教育を自分たちなりに評価するような幅広い取組も必要ではないか。
6 備考	次回開催日：今回がビジョン策定にかかる審議の最終回 今後の予定：未定(当面開催予定なし)

2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	平成22年度三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成22年11月22日
3 委員	<p>会長 佐久間 裕之 副会長 小笠原 まき子 委員 鈴木 秀昭 他7名</p> <p style="text-align: right;">(出席者8名)</p>
4 諮問事項	専門高校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について
5 調査審議結果	<p>専門高校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について協議しました。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が求める人材は、基礎学力があり学ぶ力を身につけた人材である。 ・ 知識やスキルも必要であるが、それ以上に、社会の中で起こる様々なことに対応できる力（生きる力）を高等学校で育成してほしい。企業は、入社後も引き続きその力を伸ばし成長させていく必要がある。 ・ 働くこと、仕事をするということを、自分の将来の生活と関連づけて理解できるよう、指導する必要がある。 ・ 将来自分は何がしたいのか、ビジョンを持ってほしい。そのためには、自己分析ができる力を育成する必要がある。 ・ 自己分析や自分の将来を考える力の基になるのは言語力であり、言語力を育成する方法を考える必要がある。 ・ 学校、企業ともに、物事の道理を一つひとつ丁寧に教えていくことが大切である。
6 備考	

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成22年10月29日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 植木 行宣 委員 島田 敏男 他9名 (出席者12名)
4 諮問事項	三重県指定文化財の指定等について
5 調査審議結果	三重県指定候補推薦文化財5件について調査を実施することとなった。 三重県指定解除文化財3件について調査を実施することとなった。
6 備考	次回開催日：平成23年2月上旬予定 今後の予定：上記8件について、調査の後、平成23年2月上旬に答申予定

4 三重県スポーツ振興審議会

1 審議会等の名称	平成22年度第3回三重県スポーツ振興審議会
2 開催年月日	平成22年10月26日
3 委員	<p>会長 鈴山 雅子 副会長 鶴原 清志 委員 石原 正敬 他12名</p> <p style="text-align: right;">(出席者 9名)</p>
4 諮問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の 在り方について
5 調査審議結果	<p>「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の策定に向け、計画のたたき台を示し意見交換を行った。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の活動の中に、保護者や地域の人が入れる隙間をつくるのが大切ではないか。それにより、地域とのつながりも深まり、教員の負担も軽減されると思う。 ・子どもたちにとって「魅力ある授業」とは、「動く・学ぶ・できる・集う」という4つの喜びを味わえる授業ではないかと考える。 ・苦手な子どもは、幼児の時から「運動」というだけで抵抗感を持つ。体育の授業だけでなく、休み時間や日常の中で、子どもたちに体を動かすことが好きになるような取組が必要である。 ・小学校での体力テストの実施率が低い。子どもの体力を知ることは、親にとっては子育ての面で、子どもにとっては、自らの歩みを検証するために有効である。実施率を上げることが重要である。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成22年度第4回三重県スポーツ振興審議会
2 開催年月日	平成22年11月15日
3 委員	会長 鈴山 雅子 副会長 鶴原 清志 委員 石原 正敬 他12名 (出席者12名)
4 諮問事項	「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の 在り方について
5 調査審議結果	<p>「第7次三重県スポーツ振興計画(仮称)」の策定に向け、計画の中間案・たたき台を示し意見交換を行った。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章の多様な主体との連携・協働は重要な部分である。一組織、一団体でできることには限界がある。役割分担から連携・協働へ向かうことは大事である。 ・小学校の体育授業には教科書がない。新体力テストの結果をまとめた「体力の成長記録」ができれば、指導上の参考にもなるのではないか。 ・「指導者不足」については理解できるが、懸命に子どもたちと向き合っている教員が多い中、「指導力不足」と言い切っているものか。 ・広域スポーツセンターによる総合型地域スポーツクラブへの支援には期待している。 ・県民の体力の向上やスポーツ振興については、市町の果たす役割は大きい。計画策定後は、県と市が連携し計画の実現に取り組んでほしい。
6 備考	次回開催日：未定(平成23年2月頃開催予定)